

## 【後期高齢者医療制度】

### 第三者行為による被害の届け

交通事故など第三者(加害者)から被害を受けたときの医療費は、事故を起こした加害者が負担することが原則ですが、加害者がすぐに損害賠償できない場合などには、加入している健康保険が一時的に医療費を負担し、被害者に代わって後から加害者に請求することになります。

後期高齢者医療保険制度に加入している人が交通事故などにあつたとき、福祉町民課健康保険係へ届け出ると、保険証を使って診療を受けられます。早急に、次のとおり「第三者における被害届出」の申請をしてください。事故の状況を伺い、その後の手続きをご案内します。

#### 注意事項

- すでに加害者から治療費を受け取っている場合は、健康保険を使うことはできません
- 自転車やバイクの事故も必ず届け出をお願いします
- 自損事故は第三者行為ではありませんが、保険給付を受けるためには届け出が必要です

#### 申請方法

次の必要書類をお持ちの上、1階福祉町民課へ申請してください。

#### 必要書類

- 後期高齢者医療被保険者証
- 印鑑
- 第三者における被害届出一式(福祉町民課に用意してあります)
- 交通事故の場合は交通事故証明書(警察で証明、作成されます。そろわないときは後日でも可)
- 個人番号(マイナンバー)の分かるも